

稲敷市電子契約導入事業者向け説明会質疑応答

	質 問	回 答
1	電子署名・タイムスタンプになると実際の押印は必要なくなるのですか。	電子契約サービスになりますと押印は必要無くなります。 電子契約サービスでのPDF化された電子契約書を承認していただくようになります。
2	電子契約の費用についてはかかりますか。	電子契約サービスの利用料金はかかりませんが、メール等の通信料については負担が必要となります。
3	電子保証についてはどうなっていますか。	今回の電子契約の導入とは別に予定しております。 電子保証については令和7年4月以降導入を検討しております。
4	変更契約についてはどうなりますか。	変更契約についても、同様に電子契約が可能となります。変更契約時には改めて、電子契約利用申出書を提出して頂くようになります。契約事務につきましては、当初契約は管財課になりますが、変更契約時には事業の担当課となります。